

富山市在住の
65歳以上の方へ



自家用車の後付け安全運転支援装置

設置にかかる購入費用を補助します！

アクセルとブレーキのペダル踏み間違いによる交通事故を防ぐため、自動車の運転が必要な高齢ドライバーを対象として、自家用車に後付けで設置するペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置を促進する補助制度を実施しています。

補助対象となる方

- 次に掲げる要件を満たす個人
 - 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている方
 - 65歳以上の方(令和7年度中に65歳となる方を含む)
 - 自動車運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの交付を受けている方
 - 自動車の使用者又は所有者である方
 - 市税を滞納していない方
 - 同一の、他の補助金の交付を受けていない方
 - 暴力団及び暴力団員と密接な関係ではない方



補助対象の装置

国土交通省の性能認定を受けた 後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置

(装置の認定情報は、国土交通省のホームページまたは取扱店でご確認ください)

※必ず装置の製造販売元業者等が販売及び設置を認めている取扱店において直接購入及び設置してください。

補助対象の車両

- ☞ 普通・小型・軽自動車で、装置を設置することが可能であるもの
- ☞ 自家用であるもの

装置購入費用の2分の1の額 (上限35,000円)を補助します

- ・千円未満の端数は、切り捨てとなります。
- ・装置取付の工賃(技術料)や故障箇所の修理、改造等に係る費用は含みません。
- ・予算がなくなった時点で受付を終了する場合があります。

令和7年度中に取り付け、支払いを終える装置が対象です

装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市は一切の責任を負いません。

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

お問い合わせ先

富山市役所 危機管理課(旧生活安全交通課 東館4階)

☎ 076-443-2052 月～金 8:30 から 17:15 まで(祝日・年末年始を除く)

申請の流れ



①販売店舗で装置を設置できるか確認、 見積書の取得

見積書の宛名＝申請者としてください

②危機管理課へ、補助金の交付申請書(様式第1号)の提出

【重要】装置を設置する前に、市へ申請をしてください。 ※郵送不可

★交付申請書に添付が必要な書類

申請書の様式は、市ホームページ
(No.1012463)から印刷ができます。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 装置の購入に要する費用の見積書の写し
- (4) 装置の機能が確認できる書類の写し(装置のパフレットやホームページ等)
- (5) 住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- (6) 市税の完納が証明されている納税証明書(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)

※(1)～(3)、(5)、(6)は申請者本人名義のものがが必要です。

交付申請書の裏面にて市の担当職員が公簿等により確認することを承認した場合は、
添付書類(5)、(6)の提出の必要はありません。

書類審査後、市から「交付決定通知書」を送付します。

③交付決定通知書 到着後、装置を設置、代金支払い

④装置の設置完了後(10日以内)、実績報告書(様式第3号)などの提出

★実績報告書に添付が必要な書類

装置の購入等に係る領収書の写し(請求明細書を付けるなど)

領収書の宛名＝申請者としてください

年度末に設置される場合、必ず「令和8年3月31日」までに提出をお願いします。

書類審査後、市から「補助金額確定通知書」を送付します。

⑤補助金の交付 口座振込でご指定の口座に入金いたします。

令和7年度中に取り付け、支払いを終える必要があります。申請はお早めに。

アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しています。

安全運転支援装置の機能をよく理解し、

日頃から安全運転を心がけましょう！

